

伊丹市都市農業活性化推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、農業経営の改善、活性化並びに農業振興の推進を図る事業の実施に要した費用の一部を、予算の範囲内において市が助成することにより、持続可能な都市農業の振興を推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「農業者」とは、本市の農地台帳等に記載された者をいう。

2 この要綱において「農業者団体」とは、本市に住所を有する農業者で組織された団体をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の支出の対象となる都市農業活性化推進事業（以下「事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とする。ただし、販売用の農産物または加工品を生産することを目的とした事業であって、事業費を当該年度の市長が定める日までに支出するものに限る。

- (1) 有機農業推進事業
- (2) 施設園芸振興事業
- (3) 中核農家等農機具補助事業
- (4) 環境創造型農業推進事業
- (5) ブランド化推進事業
- (6) 学校給食出荷奨励事業
- (7) 福祉施設委託推進事業
- (8) 農業情報技術導入事業

2 前項に掲げる事業の内容は別表第1に定めるところによる。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有する農業者若しくは法人又は農業者団体のう

ち、前条第1項に掲げるいずれかの事業の実施に必要な支出を行った者であって、事業の区分に応じて、それぞれ別表1に定める者とする。

(補助率等及び事業実施基準)

第5条 事業ごとの補助率及び事業実施基準等は、別表第1に定めるところによる。

(補助金交付の申請)

第6条 当該補助金の交付を申請しようとする者は、補助金の交付の可否決定の属する年度の市長が定める期日までに、伊丹市都市農業活性化推進事業補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付の可否及び交付する補助金額を決定し、伊丹市都市農業活性化推進事業補助金交付可否決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、速やかに、伊丹市都市農業活性化推進事業補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の請求書の提出を受けたときは、補助金を交付するものとする。

(設備の処分の制限)

第10条 この要綱により設備の設置に係る補助金の交付を受けた者は、当該設備の設置後5年間は、市長の承認なく、当該設備を移設し、撤去し若しくは目的以外に使用し、又は譲渡してはならない。

(決定の取消し)

第 1 1 条 市長は，交付決定者が次の各号の一に該当する場合においては，補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の行為により補助金等の交付を受けたとき。

(2) この要綱に違反したとき。

(3) その他市長が必要と認めるとき。

(補助金の返還)

第 1 2 条 市長は，前条の規定により，補助金の交付決定の全部または一部を取り消した場合において，当該取消しにかかる補助金がすでに交付されているときは，期限を定めてその返還を命じなければならない。

(細則)

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか，この要綱の実施に関し必要な事項は，市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は，平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

2 次に掲げる要綱は，廃止する。

(1) 伊丹市乾燥有機肥料支給事業実施要綱（平成 9 年 7 月施行）

(2) 農業振興事業補助金交付要綱（平成 4 年 9 月施行）

(3) 中核農家登録制度事業補助金交付要綱（平成 8 年 4 月施行）

(4) 伊丹市環境創造型農業推進事業補助金交付要綱（平成 2 3 年 4 月施行）

付 則

この要綱は，平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は，平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年6月19日から施行し、改正後のこの要綱の規定は平成30年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年1月7日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第3条及び第4条関係）

事業名	補助対象者の区分	事業内容	補助率等	補助限度額
有機農業推進事業	(1)伊丹市中核農家登録制度実施要綱に基づく中核農家に登録している者 (2)伊丹市農業経営改善計画認定要綱に基づく認定農業者及び伊丹市青年等就農計画認定要綱に基づく認定新規就農者 (3)上記以外の農業者、法人	市内の農地で使用する目的で購入した乾燥有機肥料（牛糞、鶏糞、豚糞、馬糞を含む伊丹市が認めるものに限る）の購入費の一部補助	購入費の1/2以内	下限： 3千円 上限： (1)は150千円 (2)は200千円 (3)は100千円
施設園芸振興事業	—	①市内に設置しているビニールハウスの新設費用の一部補助 ②市内に設置しているビニールハウスのビニール張替費用の一部補助	事業費の1/5以内	下限： なし 上限： 300千円 下限： なし 上限： 50千円
中核農家等農機具補助事業	(1)伊丹市中核農家登録制度実施要綱に基づく中核農家に登録している者 (2)伊丹市農業経営改善計画認定要綱に基づく認定農業者及び伊丹市青年等就農計画認定要綱に基づく認定新規就農者 (3)市内に住所を置く法人	市内の農地で使用する目的で購入した農機具購入費用の一部補助	事業費の1/5以内	下限： なし 上限： (1)(3)は100千円 (2)は150千円
環境創造型農業推進事業	—	次に掲げる資材購入費用の一部補助 ①市内の農地で使用する目的で購入した粉碎機能付き草刈り機 ②エコファーマー表示資材	事業費の1/2以内	下限： なし 上限： 100千円
ブランド化推進事業	—	次に掲げる費用の一部補助 伊丹ブランド・兵庫県認証食品表示資材作成、購入費用	事業費の1/2以内	下限： なし 上限： 50千円
学校給食出荷奨励事業	—	学校給食に市内産農産物を提供する際にかかる費用の一部を補助	出荷量50kgにつき2千円以内	下限： なし 上限： なし
福祉施設委託推進事業	—	障害者福祉施設に市内の農地での農作業または市内産農産物の加工作業を委託する場合の費用の一部を補助	事業費の1/5以内	下限： なし 上限： 50千円
農業情報技術導入事業	—	農産物の生産性及び品質の向上のために、温室環境計測システム等の情報機器（汎用機器除く）を導入する場合の費用（リース代等を含む）の一部を補助	事業費の1/2以内	下限： なし 上限： 100千円